

## 日本母乳哺育学会「研究倫理委員会」規定

**第1条(目的)** 本条文は、本学会定款第4条及び定款細則28条にもとづき「研究倫理委員会」の運営・管理を円滑に行うための手続きを定めるものである。

**第2条(趣旨)** 本委員会は日本母乳哺育学会雑誌に投稿される研究論文、報告等を作成する場合、研究対象者や母乳哺育当事者をはじめとする人々の人権と利益を第1義にする立場から規定する。

**第3条(組織)** 委員会を構成する委員は、日本母乳哺育学会理事会(以下「理事会」という。)の議を経て日本母乳哺育学会理事長(以下「理事長」という。)によって委嘱されたもの数名で構成する。委員長は委員の互選により選出された後、理事長によって委嘱される。委員長は副委員長を任命するとともに必要に応じて、非会員の専門家を応召し意見を求めることができる。

**第4条(委員の任期)** 委員の任期は2年とする。ただし重任・再任は妨げない。なお、再任にあたっては半数を2年ごとに交代する。

**第5条(運営)** 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。委員長は会務を統括する。副委員長は委員長の職務を補佐する。委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

**第6条(業務)** 委員会は、次の事項について調査・審議する。  
調査・審議時には、医療における人権尊重を提唱したニュルンベルグ綱領、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)を基準に行う。下記1・2の研究倫理審査については別に基準等を定める。

- 1 会員が所属する研究機関に研究倫理審査委員会がない場合、あるいは研究機関でない場合で、会員が主たる研究者である研究に限って研究倫理審査を代行する。
- 2 投稿論文が倫理原則に沿っているか編集委員会から意見を求められた時の研究倫理審査を行う。
- 3 その他必要な事項

**第7条(規定の改廃)** この規定の改廃は、理事会の承認によるものとする。

付則

1. 本規定は、平成30年8月30日から施行する。